相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県中蒲原郡荻川村大字車場一番地、最後の住所新潟県中蒲原郡荻川村大字中野一二一番地　被相続人　亡　谷黒庄三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十五日

事務所新潟市中央区医学町通二番町一一番地ＢＳＮ産業会館　相続財産管理人　弁護士　比護　隆證

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市東区天龍川町九六番地、最後の住所静岡県浜松市東区中野町二二三四番地　被相続人　亡　土射津幸雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十五日

静岡県浜松市中区蜆塚二丁目一七番二〇号　司法書士榛葉隆雄事務所　相続財産管理人　榛葉　隆雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士宮市外神八番地二、最後の住所静岡県浜松市中区中央三丁目一〇番一四号　被相続人　亡　岡村　重彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十五日

静岡県浜松市中区鴨江三丁目七番一二号　相続財産管理人　弁護士　原　拓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市緑区鳴海町字米塚二三番地八、最後の住所愛知県小牧市大字北外山二七三五番地二県営北外山住宅一六棟一〇六号　被相続人　亡　小川ひろ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十五日

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目二番二九号ヤガミビル五〇一号・六〇一号弁護士法人愛知総合法律事務所名古屋丸の内本部事務所　相続財産管理人　尾関　栄作

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県日進市岩藤町下原二一一番地、最後の住所愛知県みよし市三好丘旭三丁目一番地二三　アヴニール三好丘Ｂ棟一〇三号　被相続人　亡　伊東　義隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十五日

愛知県豊田市西町六丁目五六番地　コーポ松井ビル二階　豊田法律事務所　相続財産管理人　弁護士　浅井　淳郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市右京区梅津東構口町八番地一九、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小畑　京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十五日

京都市中京区烏丸御池東入　アーバネックス御池ビル東館六階　御池総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　茶木真理子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市伏見区淀本町一七三番地五三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　杉本　武也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十五日

京都市上京区出町通今出川上る青龍町二一三番地一大成ビル四階　クローバー法律事務所　相続財産管理人　弁護士　和田　一彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府貝塚市堤二一四番地、最後の住所不詳　被相続人　亡　勝田　倖子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十五日

大阪市中央区南本町四丁目二番二一号イヨビルディング八階　相続財産管理人　遠藤美智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県奈良市荻町一一一〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　森　敏則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十五日

事務所奈良市高天町四五番地アート福住ビル五階　髙林法律事務所　相続財産管理人　弁護士　髙林　昇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県御調郡下川辺村字河面七二七番地、最後の住所不明　被相続人　亡　前原新太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月十五日

広島市中区広瀬北町七番二六―五〇二号、事務所広島市中区八丁堀四番一五―二〇二号　相続財産管理人　司法書士　上垣　孝三

第17期決算公告

平成26年10月15日　熊本県山鹿市鍋田178―1

株式会社エスケーホーム

代表取締役　瀬口　力

貸借対照表の要旨　（平成26年6月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,487,372	流動負債	849,613
固定資産	161,837	（うち賞与引当金）	(2,674)
		固定負債	111,706
		退職給付引当金	521
		役員退職慰労引当金	69,519
		完成工事補償引当金	41,666
		株主資本	687,889
		資本金	100,000
		利益剰余金	587,889
		利益準備金	30,000
		その他利益剰余金	557,889
		（うち当期純利益）	(73,874)
資産合計	1,649,210	負債・純資産合計	1,649,210

第18期決算公告

平成26年10月15日　岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第10地割501番地

アートテックス株式会社

代表取締役　古野　重幸

貸借対照表の要旨　（平成26年3月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	119,875	流動負債	68,641
固定資産	193,761	（賞与引当金）	(5,189)
		（退職給付引当金）	(14,471)
		固定負債	59,990
		負債合計	128,631
		株主資本	185,004
		資本金	30,000
		利益剰余金	155,004
		利益準備金	3,450
		その他利益剰余金	151,554
		（うち当期純利益）	(23,827)
		純資産合計	185,004
資産合計	313,636	負債・純資産合計	313,636